二　学校教育法による大学を卒業した後受検しようとする種目に関し一年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

三　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し一年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成六年文部省告示第八十四号。以下「文部省告示」という。）第三条に規定する高度専門士を称するもの

四　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し一年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもののうち、文部省告示第三条に規定する高度専門士を称するもの

五　学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後受検しようとする種目に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

六　学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した後受検しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

七　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めたもののうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

八　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもののうち、文部省告示第二条に規定する専門士を称するもの

九　旧専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し二年以上の実務経験を有する者

十　旧専門学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者

十一　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

十二　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めたもの

十三　学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後受検しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有する者で在学中に規則第二条に定める学科を修めなかったもの

十四　旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校の尋常科、旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科、旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による附属中学校、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業し、又は修了した者で、受検しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有するもの

十五　旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定で規則第二条に定める学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者

十六　旧実業学校卒業程度検定規程による検定で規則第二条に定める学科以外の学科に関するものに合格した後受検しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有する者

十七　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による試験、旧大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正八年文部省令第九号）による試験に合格した者で、受検しようとする種目に関し四年六月以上の実務経験を有するもの

十八　受検しようとする種目が建築施工管理であり、かつ、受検しようとする種別が躯体である場合においては、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の鉄工（選択科目を「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）、とび、ブロツク建築、型枠施工、鉄筋施工（選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに限る。以下同じ。）若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した者、検定職種を二級の鉄工、とび、ブロツク建築、型枠施工、鉄筋施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した者であって、同種別に関し四年以上の実務経験を有するもの又は検定職種をエーエルシーパネル施工とするものに合格した者

十九　受検しようとする種目が建築施工管理であり、かつ、受検しようとする種別が仕上げである場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の建築板金（選択科目を「内外装板金作業」とするものに限る。以下同じ。）、石材施工（選択科目を「石張り作業」とするものに限る。以下同じ。）、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工（選択科目を「プラスチック系床仕上げ工事作業」、「カーペット系床仕上げ工事作業」、「鋼製下地工事作業」又は「ボード仕上げ工事作業」とするものに限る。以下同じ。）、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウオール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装（選択科目を「壁装作業」とするものに限る。以下同じ。）若しくは塗装（選択科目を「建築塗装作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者、検定職種を二級の建築板金、石材施工、建築大工、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、スレート施工、熱絶縁施工、カーテンウオール施工、サッシ施工、ガラス施工、表装又は塗装とするものに合格した者であって、同種別に関し四年以上の実務経験を有するもの又は検定職種をれんが積みとするものに合格した者

二十　受検しようとする種目が電気工事施工管理である場合においては、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた者で同種目に関し一年以上の実務経験を有するもの

二十一　受検しようとする種目が電気工事施工管理である場合においては、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第七項の規定により同法の第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者とみなされた者を含む。）であって、同種目に関し一年以上の実務経験を有するもの

二十二　受検しようとする種目が管工事施工管理である場合においては、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級の配管とするもの（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）に合格した者又は検定職種を二級の配管とするものに合格した者であって、同種目に関し四年以上の実務経験を有するもの

二十三　受検しようとする種目が造園施工管理である場合においては、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の造園とするものに合格した者又は検定職種を二級の造園とするものに合格した者であって同種目に関し四年以上の実務経験を有するもの

二十四　その他国土交通大臣が令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者